

御坊市生活に困窮する外国人に対する生活保護法の準用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(以下「通知に基づく保護」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(生活保護措置の実施)

第2条 御坊市福祉事務所長(以下「所長」という。)は、通知に基づく保護を行う場合は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護に準じて実施するものとする。

2 前項に規定するもののほか、通知に基づく保護は、厚生省社会局長、厚生労働省社会・援護局長その他これらに準ずる者による外国人に対する生活保護措置に関する通知等(以下「関係通知等」という。)に基づき実施するものとする。

(手続及び様式の準用)

第3条 外国人に対する生活保護措置に関する手続及び様式については、法、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)及び生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)並びに関係通知等に定めるもののほか、生活保護法施行細則(平成12年規則第19号)に定める手続及び様式を準用する。

(不服申立ての教示)

第4条 所長は、通知に基づく保護を行う場合、法に基づき不服申立てをすることができる旨等の教示はしないものとする。ただし、生活に困窮する外国人を同一世帯と認定する日本国民が存在し、当該日本国民に対し法に基づく保護を適用する場合には、当該日本国民に対し教示するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。